

平成21年5月21日
区民生活事業本部
定額給付金室

定額給付金の実施状況と家庭内暴力被害者への臨時生活支援金の支給について

1 定額給付金の申請等の状況（5月19日現在）

申請件数 275, 582件
振込手続き件数 211, 667件
口座入金件数 165, 708件の予定

2 案内窓口等

電話相談は5月から、平日の午前9時から午後7時までの開設とした。
アトリウム案内窓口は当初の予定を延長し、5月末まで開設する。

3 現金給付の実施

(1) 給付対象者

- ① 生活保護受給者等の金融機関口座をお持ちでない方
- ② 事情により金融機関口座を指定されない方

(2) 給付期間

平成21年6月29日（月）から7月2日（木）までの4日間

(3) 給付方法

練馬、光が丘、石神井、大泉の4会場で各1日ずつ実施する。

4 家庭内暴力被害者への臨時生活支援金の支給

(1) 理由

家庭内暴力の被害者は生活の本拠が練馬区にあり、事実上練馬区民といえるが、本人に責任を問えない事情により居住地に住民記録がないだけである。そこで、練馬区に居住する家庭内暴力の被害者に対し、臨時生活支援金を支給することにより、生活の支援および住民記録のある者との不均衡解消を図る。

(2) 支給対象者の要件

- ① 基準日に練馬区内に居住していたことを確認できること。
- ② 住民記録地以外の場所での居住が家庭内暴力から逃れるためであることが、区や警察署等の行政機関の相談記録等により確認できること。
- ③ 住民記録のある自治体から定額給付金を支給されていないこと。

- (3) 支給額
定額給付金と同額
- (4) 対象者数（推計）
200 世帯 400 人程度
（女性センター相談者、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、国民健康保険被保険者等から推計）

- (5) 所要経費
6,400 千円（推計）
＜内訳＞12 千円×200 人+20 千円×200 人

なお、所要経費は区費から支出した後、対象者はやむをえない事情により居住地に住民記録がないが、事実上練馬区民であり生活支援と地域経済対策に資する定額給付金の目的に適合することから、財源として定額給付金のための国庫支出金を充当できるよう国に要請する。

- (6) 支給手続き
- ① 家庭内暴力の被害者から相談や行政サービスの申請を受けている課（「認定主管課」という）から対象者に対して、臨時生活支援金の申請用紙を同封した案内書を送付する。

[認定主管課] 家庭内暴力被害の相談者・・・人権・男女共同参画課（女性センター） 国民健康保険被保険者・・・国保年金課 生活保護受給者・・・・・・総合福祉事務所 児童扶養手当受給者・・・・・・子育て支援課
--

- ② これまで区に相談をしたことのない方については、人権・男女共同参画課で問い合わせに応じる。
- ③ 支援金の支給決定後、振込み手続きは定額給付金室が行う。

- (7) 申請期間
平成 21 年 5 月 21 日から平成 21 年 10 月 1 日まで

5 区民への周知

現金給付、臨時生活支援金ともに、区報 5 月 21 日号および区ホームページで周知する。